

福祉自動車送迎サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歩行が著しく困難で車いす等を使用している者で、既存の交通機関を利用することが困難であるため、社会生活に不便をきたしている者が、社会に向かって積極的に参加する一つの手段として利用するための福祉自動車を運行し、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人角田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(利用者の範囲)

第3条 福祉自動車を利用できる者は、角田市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する単独での公共交通機関の利用ができなく、車椅子等を使用しないと移動することが困難な者とする。ただし、利用することにより身体に異常をきたす恐れのある者は除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう身体障害者。
- (3) その他肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合も含む。）、精神障害者、知的障害者等

(介護者)

第4条 福祉自動車の利用は、介護者の添乗を原則とする。

- 2 利用者において、介護者を必要とする場合で介護者が得られないときは、可能な限り、社協において奉仕者等を配慮するものとする。

(利用会員)

第5条 本事業は、利用会員登録制で行なうものとし、利用会員となろうとする者は、利用会員登録申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に記載し、角田市社会福祉協議会に登録するものとする。

- 2 利用会員の有効期限は、登録申し込みの日から当該年度の3月31日までとする。ただし、利用会員が死亡した場合及び市外に転居した場合はその日までとする。

(運行)

第6条 福祉自動車の運行業務は次のとおりとする。

- (1) 医師の診断及び治療を受けるための通院又は入退院するとき。ただし、恒常的通院についてはこれを除く。
 - (2) 福祉施設へ入退所するとき。
 - (3) 公共団体及び社会福祉団体が主催する会議等へ参加するとき。
 - (4) その他角田市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めたとき。
- 2 福祉自動車の運行範囲は、角田市を発着地とする仙南2市7町（白石市・角田市・七ヶ宿町・蔵王町・大河原町・柴田町・村田町・川崎町・丸森町）及び名取市・岩沼市・亘理町・山元町とする。

(運行の日時)

第7条 福祉自動車の運行休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日。
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
 - (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで。
 - (4) その他特別な事由が発生したとき。
- 2 福祉自動車の運行時間は、午前9時より午後4時までとする。
- 3 前2項の規定は、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用手続き及び費用の負担)

- 第8条 福祉自動車を利用しようとする者、又はその家族等は、利用予定日の1ヵ月前から5日前の間に、利用目的・日時・運行予定地・介護者の有無を添えて、利用申請書（様式第3号）により会長に申請しなければならない。
- 2 会長は前項の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、利用申請者に電話または書類をもって通知しなければならない。
- 3 福祉自動車利用に当たっての費用の負担は、別表1のとおりとする。ただし、被保護世帯の者及びこれに準ずる世帯の者の利用又は会長が認めた福祉団体等が会議・研修会等に利用する場合は、運営協力費の負担及び利用料の負担を免除することができるものとする。

(利用の取り消し・変更等)

- 第9条 会長は、福祉自動車の故障等、特別の事由のため福祉自動車の運行ができないとき、また、連絡なく3ヶ月以上の運営協力費及び利用料の滞納が認められるときは、第5条第1項及び第8条第2項の決定を取り消すことができる。
- 2 利用承認を受けた利用者が、自己の都合で前条の申込条件を変更しようとするときは、速やかにその旨を会長に申し出なければならない。

(運行書類等の整備保管)

第10条 会長は、福祉自動車の運行に関する書類を整備保管しなければならない。

(事故報告等)

第11条 福祉自動車の運転手は、事故が発生したときは、法令に基づく応急の措置をしたあと、速やかに管理者にその状況を通報し、その指示を受けなければならない。

2 前項の措置後、速やかに事故報告書を作成し、管理者に報告しなければならない。

3 事故に伴う事務は、管理者が処理するものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、福祉有償運送に関する国土交通省の許可（平成18年3月10日許可）を受けて、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

費用の負担については下記のとおりとする。

(1) 運営協力費については、利用会員登録時に納めるものとする。

1. 個人で利用登録する場合	登録時に運営協力費4,000円を納入。
2. 被保護世帯が 利用登録する場合	運営協力費は免除。 (それらがわかるものを提示)
3. 福祉団体に利用登録する場合	登録時に運営協力費6,000円を納入。 (会員名簿の提出)

(2) 運送料金については、目的地から目的地までの距離で計算し、1キロメートルにつき100円を負担していただくものとする。ただし、福祉団体が利用する場合は、運送料金を無料とする。

乗車距離	運送料金（100円/km）
2km未満	100円
2km以上3km未満	200円
3km以上4km未満	300円
4km以上5km未満	400円
以下1km増すごとに100円増し	

(3) 待機料金については、目的地での待機時間に応じ算出し、30分につき300円を負担していただくものとする。ただし、福祉団体が利用する場合は、待機時間を無料とする。

待機時間	料金
30分未満	0円
30分以上60分未満	300円
60分以上90分未満	600円
90分以上120分未満	900円
以下30分増すごとに300円増し	

*サービス利用時に有料の道路や駐車場を使用した場合は、すべて利用者負担とする。

福祉自動車利用申請書

社会福祉法人角田市社会福祉協議会長 殿

次により福祉自動車を運行されますよう申請いたします。

登録No	受付年月日		年	月	日	個人・団体
申請者	住所	角田市				
	氏名					
	電話番号	— —				
利用者	住所	角田市				
	氏名					
	生年月日	明大昭平 年 月 日 (歳)				
	電話番号	— —				
	利用方法	車椅子 ・ その他 () (車椅子の所有 有 ・ 無)				
介護者	住所					
	氏名		利用者との続柄			
	生年月日	明大昭平 年 月 日 (歳)				
	電話番号	— —				
利用日時	送り日時・時間	平成 年 月 日 () 時間 時 分				
	場所					
	行先					
	迎え日時・時間	平成 年 月 日 () 時間 時 分				
	場所					
	行先					
	用件目的					
特記事項						

*申請者と介護者が同様の場合は、介護者の欄は記入しなくてよい。

福祉自動車送迎サービス利用誓約書

社会福祉法人角田市社会福祉協議会が実施する福祉自動車送迎サービス事業について、福祉自動車を利用する場合、万一これに伴い事故等が発生しても、一切の異議申し立てはいたしません。

なお、福祉自動車送迎サービスを利用する場合は、次の事項を守り指示に従いますことを誓約いたします。

記

1. 福祉自動車送迎サービスの利用にあたっては、運行管理者及び運転者の指示に従い、規則を守り利用いたします。
2. 福祉自動車の利用により生じた事故等による損害賠償等の責任については、この福祉自動車送迎サービスで掛けている各種保険等に対応できる範囲のものについては社会福祉法人角田市社会福祉協議会で一切の責任を負いますが、利用範囲外のもの及び利用者側の故意によるものについては、すべて利用者側が責任を負うものとします。

平成 年 月 日

社会福祉法人角田市社会福祉協議会長 殿

住 所
利用者
氏 名

⑩